

女性特有の体調不良で

申請できる休暇制度導入

工場・倉庫で材料や製品を保管する棚（ラック）を製造するゴリキ（本社伊勢市大湊町1-125の10、強力雄社長）は7月、「F（ふれないで・Female care）休暇制度」を導入した。

女性特有の体調不良や治療・通院などで申請できる休暇で、女性ホルモンに起因する体調不良（生理痛や月経前症候群・PMSなど）、更年期、婦人科疾患などが該当する。月1回・年間最大12日まで有給として取得できる。

女性特有の体調不良に対

する休暇において「理由にふれ

ず、そっとしておいてほしい」

という思いを尊重した上で、申請の心理的ハードルを下げるこ

と、また「女性が自分自身の体調と向き合い安心して休めるよ

うに」という思いを込めた。

今年6月には、全従業員を対象に血管年齢測定や野菜の摂取量を測定する「ベジチェック」

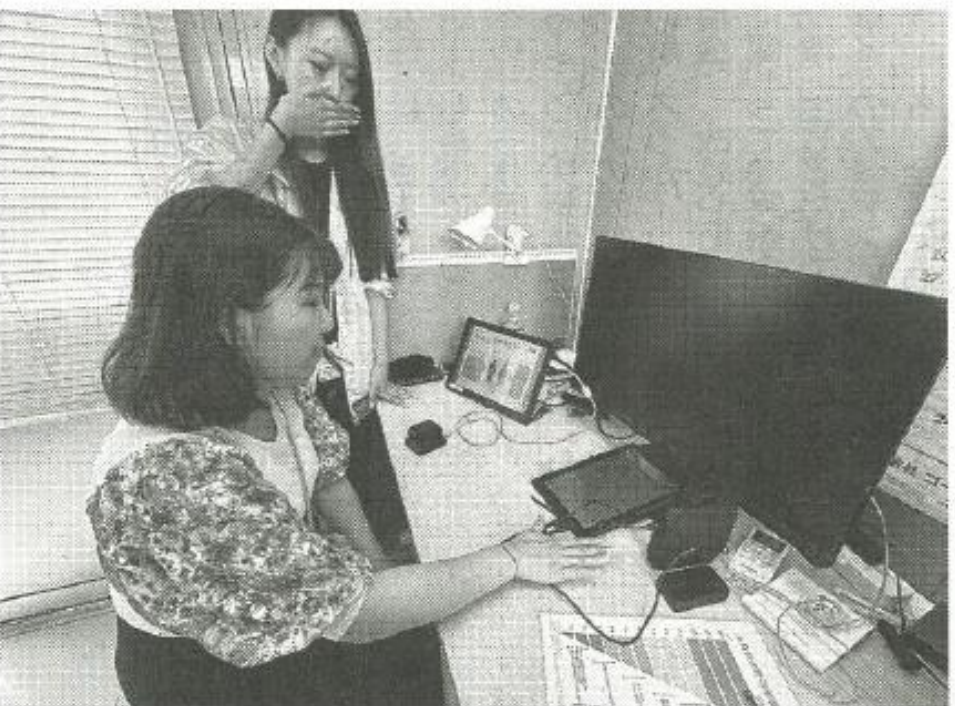
を実施した。健康診断結果とは

異なるアプローチで自身の健康

を可視化し、健康管理に役立ててもらおう狙い。今後は年1回の

頻度で継続していくという。

同社はことし3月「健康経営優良法人2025」の「プライト500」に認定を受け、伊勢市内では唯一の4年連続の認定事業者となった。



ゴリキが実施するベジチェックの様子